

オリーブ介護サービス 亀有

居宅介護・重度訪問介護・同行援護 運営規定

(事業の目的)

第1条 有限会社ケアシスが開設するオリーブ介護サービス亀有（以下「事業所」という。）が行う居宅介護・重度訪問介護・同行援護の事業（以下「居宅介護等事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者（厚生労働大臣が定める者）（以下「居宅介護員等」という。）が、障害者（児）に対し、適正な指定居宅介護等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の居宅介護員等は、障害者（児）の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う

2 事業の実施にあたっては、関係区市町村、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 オリーブ介護サービス 亀有
- 二 所在地 東京都葛飾区亀有 3-16-15 1階

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名（常勤）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う
- 二 サービス提供責任者 1名以上
サービス提供責任者は、事業所に対する指定居宅介護、重度訪問介護、同行援護の利用の申込みに係る調整、居宅介護員等に対する技術指導、居宅介護等計画の作成等を行う。
- 三 居宅介護員等 常勤換算 2.5名以上
居宅介護員等は、障害者（児）の居宅介護、重度訪問介護、同行援護の提供にあたる。

(営業日及び営業時間、サービスの提供)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から金曜日 ただし、祝日及び12月30日から1月3日までを除く。
- 二 営業時間 午前9時から午後6時までとする。
- 三 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。
- 四 サービスの提供は、365日、24時間おこなう。

(指定居宅介護等の内容及び利用者から受領する費用等について)

第6条 提供内容は、次のとおりとする。

- 一 居宅介護
身体介護：入浴、排せつ及び食事の介護、通院介助

家事援助：調理、洗濯及び掃除等の家事、通院介助

二 重度訪問介護

重度の肢体不自由者等であって常時介護を有する障害者に対する入浴、排泄及び食事等の介護並びに外出時における移動中の介護並びに介護等に関する助言その他の生活全般にわたる援助

三 同行援護

視覚障害者の外出時の移動時及びそれに伴う外出先において必要な援護と介護援助。

- 2 指定居宅介護等サービスを提供した場合の利用料の額は、告示上の額とし、当該指定居宅介護サービス等が法定代理受領のサービスであるときは、その1割とする。ただし、区市町村が定める月額負担上限額の範囲内とする。
- 3 第8条に定める通常の実施区域を越えて行う指定居宅介護に要した交通費は、その実額を徴収する。なお、自動車を使用した場合は、事業所から通常の実施区域を越えて1kmにつき100円を徴収する。
- 4 前項の費用及びその他、利用者等から金銭の支払を受ける場合には、利用者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支払に同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けるとする。

（事業の主たる対象者）

第7条 事業の主たる対象とする障害の種類を次のように定める。

居宅介護

- 身体障害者（18歳未満の者を除く）
- 知的障害者（18歳未満の者を除く）
- 障害児（18歳未満の身体障害者及び知的障害者）
- 精神障害者（18歳未満の者を含む）
- 難病等対象者（18歳未満の者を含む）

重度訪問介護

- 身体障害者（18歳未満の者を除く）
- 知的障害者（18歳未満の者を除く）
- 精神障害者（18歳未満の者を除く）
- 難病等対象者（18歳未満の者を除く）

同行援護

- 身体障害者（18歳未満の者を除く）
- 障害児（18歳未満の身体障害者）
- 難病等対象者（18歳未満の者を含む）

（通常の実業の実施地域）

第8条 通常の実業の実施地域は、葛飾区、足立区の区域とする。

（緊急時等における対応方法）

第9条 居宅介護職員等は、指定居宅介護を実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(苦情・相談等における対応方法)

第10条 居宅介護職員等は、指定居宅介護の実施に伴い、利用者又はその家族からの苦情・相談に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受付ける為の窓口を設置その他必要な措置を講ずるものとする。

(虐待の防止のための措置)

第11条 指定居宅介護事業所等は、利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、また虐待の防止に必要な措置を講じるとともに、虐待を受けている恐れがある場合は直ちに防止策を講じ区市町村へ報告する。

- 一 虐待の防止に関する責任者を選定する。
- 二 成年後見制度を周知するとともに、制度の利用に当たって必要となる支援を行う。
- 三 苦情解決体制を整備する。
- 四 従業者に対し、虐待防止のための普及・啓発の研修を定期的に(年1回以上)開催するとともに、新規採用時には必ず実施する
- 五 虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会を設置し、定期的に(年1回以上)開催するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底する。

(身体拘束等の禁止)

第12条 指定居宅介護事業所等は、利用者の生命及び身体の安全を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束は行わない。

- 一 やむを得ず身体拘束を行う場合、その状態及び時間、その際の利用者の心身状況並びに緊急やむを得ない理由、その他必要な事項を記録する。
- 二 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果を従業者に周知徹底する。
- 三 身体拘束等の適正化のための指針の整備
- 四 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

(感染症の予防及びまん延防措置)

第13条 指定居宅介護事業所等は、感染症の予防及びまん延防止のために次の措置を講じる。

- 一 感染症の予防及びまん延防止のための従業者に対する研修及び訓練の実施
- 二 その他、感染症の予防及びまん延防止のために必要な措置(委員会の開催、指針整備等)

(雇用分野における男女の均等な機会及び待遇の確保)

第14条 男女雇用機会均等法によりハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策のため、次の措置を講じる。

- 一 従業者に対するハラスメント指針の周知・啓発
- 二 従業者からの相談に応じ、適切に対処するための体制の整備
- 三 その他、ハラスメント防止のための必要な措置

(事業継続計画(BCP)の策定)

第15条 感染症や非常災害の発生時において、業務を継続的に実施、再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的に開催するなどの措置を講じる。

(その他運営についての留意事項)

第16条 指定居宅介護事業所等は、居宅介護員等の質的向上を図るため、研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後3カ月以内
 - 二 継続研修 年2回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 従業者となる者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させる為、また退職後においてもこれらの秘密を保持すべき旨の「秘密保持に関する誓約書」を雇用契約の際提出しなければならない。
 - 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は有限会社ケアシスと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- この規定は、平成29年5月1日から施行する。
- この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- この規程は、平成31年1月16日から施行する。
- この規定は、令和3年6月1日から施行する。
- この規定は、令和4年4月1日から施行する。